

豊都計第1190号

特定生産緑地（豊中市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により次のように公示します。

令和4年11月29日

豊中市長 長内繁樹

- ・特定生産緑地の指定を解除した土地の区域及び面積
別紙のとおり